

各位

全7ページ
登録速報(2020-059)
2020年 1月15日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2020年 1月15日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第18212号
名称：クミアイアドマイヤー水和剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項中、次の事項を変更し、別紙1【変更後】のとおりとする。

- (1) 作物名「ぶどう」の適用病害虫名「チャノキイロアザミウマ（使用方法：散布及び常温煙霧）」を「アザミウマ類」に変更する。
- (2) 作物名「かき」の適用病害虫名「チャノキイロアザミウマ及びカキクダアザミウマ」を「アザミウマ類」に変更する。
- (3) 作物名「くり」の適用病害虫名「クリイガアブラムシ」を「アブラムシ類」に変更する。
- (4) 作物名「マンゴー」の適用病害虫名「チャノキイロアザミウマ」を「アザミウマ類」に変更する。
- (5) 作物名「きゅうり」の適用病害虫名「オンシツコナジラミ」及び「ミナミキイロアザミウマ」を、それぞれ「コナジラミ類」及び「アザミウマ類」に変更する。
- (6) 作物名「すいか」の適用病害虫名「ミナミキイロアザミウマ」を「アザミウマ類」に変更する。
- (7) 作物名「メロン」の適用病害虫名「ミナミキイロアザミウマ」及び「タバココナジラミ類（シルバーリーフコナジラミを含む）」を、それぞれ「アザミウマ類」及び「コナジラミ類」に変更する。

- (8) 作物名「にがうり」の適用病害虫名「ミナミキイロアザミウマ」を「アザミウマ類」に変更する。
- (9) 作物名「トマト」の適用病害虫名「タバココナジラミ類（シルバーリーフコナジラミを含む）」及び「オンシツコナジラミ」を「コナジラミ類」に変更する。
- (10) 作物名「なす」の適用病害虫名「ミナミキイロアザミウマ」及び「オンシツコナジラミ」を、それぞれ「アザミウマ類」及び「コナジラミ類」に変更する。
- (11) 作物名「ピーマン」の適用病害虫名「ミナミキイロアザミウマ」を「アザミウマ類」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときはその旨及び内容

- ① 農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」の(6)を次のとおり変更し、同項を別紙2のとおりとする。

【変更前】

- (6) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - 1) ミツバチに対して影響があるので、関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
 - 2) 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - 3) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 4) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - 5) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - 6) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散・流入しない様に十分注意すること。
 - 7) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

【変更後】

- (6) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - 1) ミツバチに対して影響があるので、関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
 - 2) 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - 3) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 4) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行

うこと。

- 5) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- 6) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しない様に十分注意すること。
- 7) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用方法	ミダクロプリド を含む農薬 の 総使用回数
<u>ぶどう</u>	<u>アザミウマ類</u>	1000～ 2000 倍	200～700 L/10a	収穫 21 日 前まで	2回以内	散布	2回以内
	フタテンヒメヨコバイ	1000 倍					
<u>かき</u>	<u>アザミウマ類</u>	1000～ 2000 倍		収穫 7 日 前まで	3回以内		3回以内
	カメムシ類	1000 倍					
<u>くり</u>	<u>アブラムシ類</u>	1000 倍	収穫 7 日 前まで	3回以内			
<u>マンゴー</u>	<u>アザミウマ類</u>	2000 倍	収穫 14 日 前まで	2回以内			
ばれいしょ	アブラムシ類	1000～ 3000 倍	100～300 L/10a	収穫 14 日 前まで	2回以内	無人航空 機による 散布	3回以内 (植付時の土 壌混和は1回 以内、植付後 は2回以内)
		16 倍	3. 2L/10a				
<u>きゅうり</u>	<u>アブラムシ類</u> <u>コナジラミ類</u> <u>アザミウマ類</u>	2000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	3回以内	散布	4回以内 (育苗期の株 元散布及び 定植時の土 壌混和は合 計1回以内、 散布及び常 温煙霧は合 計3回以内)
<u>すいか</u>	<u>アブラムシ類</u> <u>アザミウマ類</u>			4回以内 (定植時の土 壌混和は1回 以内、散布は 3回以内)			
<u>メロン</u>	<u>アブラムシ類</u> <u>アザミウマ類</u> <u>コナジラミ類</u>			4回以内 (育苗期の株 元散布及び 定植時の土 壌混和は合 計1回以内、 散布は3回以 内)			
<u>にがうり</u>	<u>アザミウマ類</u>			2回以内 (定植時の土 壌混和は1回 以内)			

【変更後】(続き)

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用方法	ミダクワリド を含む農薬 の 総使用回数
<u>トマト</u>	<u>アブラムシ類</u> <u>コジラミ類</u>	2000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	2回以内	散布	3回以内 (育苗期の 株元散布及 び定植時の 土壌混和は 合計 1回以内、 散布は 2回以内)
<u>なす</u>	<u>アブラムシ類</u> <u>アザミマ類</u> <u>コジラミ類</u>						3回以内 (育苗期の 株元散布及 び定植時の 土壌混和は 合計 1回以内、 散布及び 常温煙霧は 合計2回 以内)
<u>ピーマン</u>	<u>アザミマ類</u> <u>アブラムシ類</u>						3回以内 (育苗期の 株元散布及 び定植時の 土壌混和は 合計1回以内 、散布は 2回以内)

作物名	適用場所	適用 病害虫名	使用量	使用 液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用方法	ミダクワリド を含む農薬 の 総使用回数
<u>ぶどう</u>	温室、 ガラス室、 ビニールハ ウス等密閉 できる場所	<u>アザミマ類</u>	200g /10a	9L /10a	収穫21日 前まで	2回以内	常温 煙霧	2回以内

8. 使用上の注意事項【変更後】

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) ハウス等の常温煙霧に使用する場合は、次のことに注意すること。
 - ① 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用に当っては病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
 - ② できるだけ日中の煙霧はさけ、夕刻から煙霧し、6時間以上密閉状態とすること。
- (3) 稲（箱育苗）に使用する場合は、軟弱徒長苗、むれ苗、移植適期を過ぎた苗などには薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- (4) 稲（箱育苗）に使用する場合は、誤って過剰に使用したり、本剤使用后3日以上移植せずに育苗箱中におくと葉枯れなどの薬害を生じることもあるので、所定の使用量、使用時期、使用方法を厳守すること。
- (5) 稲（箱育苗）に使用する場合は、本田の整地が不均整な場合は、薬害を生じやすいので、代かきはていねいに行ない、移植後田面が露出しないように注意すること。
- (6) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - 1) ミツバチに対して影響があるので、関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農業使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
 - 2) 散布は散布機種¹の散布基準に従って実施すること。
 - 3) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 4) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - 5) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - 6) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しない様に十分注意すること。
 - 7) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (7) 湛水直播水稻に使用する場合は、次の項目を守ること。
 - ① 本剤を直接もみに処理すると薬害を生ずるおそれがあるので注意すること。
 - ② 処理する薬量は種もみの量に合わせて調製すること。
 - ③ 過酸化カルシウム剤の3分の1程度をもみに粉衣した後に、過酸化カルシウム剤と本剤を混合したものを種子に湿粉衣すること。また、過酸化カルシウム剤の使用上の注意事項を守ること。
- (8) ネクタリン及びすももでは品種により、葉に薬害を生じる場合があるので注意すること。
- (9) かきのカキクダアザミウマについて使用する場合は、巻葉後の散布では効果が劣る場合があるので注意すること。
- (10) 蚕に対して長期間毒性があるので、絶対に桑葉にかからないようにすること。
- (11) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - 1) ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - 2) 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - 3) 関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農業使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

- (12) マルハナバチに影響があるので、本剤使用後は他の方法(人工授粉、植物ホルモンなど)で授粉作業をすること。
- (13) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (14) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上